○関東地方整備局告示第三百二十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録建築物調査機関の名称
　アーキミッション有限会社
二　住所
　千葉県千葉市中央区弁天二丁目19番36号
三　代表者氏名
　代表取締役　北岡　正也
四　登録年月日
　平成二十四年九月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　アーキミッション有限会社　千葉県千葉市中央区弁天二丁目19番36号

○関東地方整備局告示第三百二十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　2
二　登録建築物調査機関の名称
　株式会社　神奈川建築確認検査機関
三　住所
　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号
四　変更する年月日
　平成二十四年九月三日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
　株式会社　神奈川建築確認検査機関本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号
　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町915番地
　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地
　東京西支店　東京都八王子市中町5番1号

○中部地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安城市城ヶ入町立出二七番二から同市榎前町井杭山二四五番一まで	前	一〇・〇〇～八三・〇〇（メートル）	二・五三六（キロメートル）
	後	一九・六〇～八三・〇〇（メートル）	二・五三六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十三号　安城市城ヶ入町立出二七番二から同市榎前町井杭山二四五番一まで　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十一日三時

○近畿地方整備局告示第百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年九月十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
　近畿地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　アール・イー・ジャパン株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	井口　忠義
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十四年八月三十一日

○中国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字縄手下七七番八から鳥取市福部町湯山字稲場六七四番一まで	前	BA 八・一〇～一四・〇〇（メートル）	六七・五四（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・一〇～一四・〇〇（メートル）	七・七五七 六七・五四 七・七五七 七・七九七（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　鳥取県岩美郡岩美町大字新井字下棚五六二番から同町大字本庄字五反田九八番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月十一日